

## 資料掲載の一時停止について

大阪府、大阪市及び大阪 IR 株式会社が、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備の推進にあたり使用している動画・資料に含まれる一部著作物（以下「本件著作物」といいます。）について、事業者を確認したところ、調査中ではありますが、著作者等からの利用許諾を得ていない可能性が高いとの報告がありました。

そのため、本件著作物が含まれるものについて、一時的に公表を控えております。

詳細は、次の報道発表資料をご確認ください。

[大阪市：報道発表資料 大阪 IR に関する動画等に含まれる第三者著作物の取扱いについて \(osaka.lg.jp\)](https://www.osaka.lg.jp/press/20230517_01.html)

【本件に関するお問合せ先】

IR 推進局推進課調整グループ（06-6210-9235）